

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（企業年金連合会への準用）</p> <p>第十条 前条第一項の規定は、<u>企業年金連合会</u>（以下「連合会」という。）が支給する老齢年金給付について準用する。</p> <p>2 前条第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十一号）附則第一条ただし書に規定する一部施行日（附則第二十六条第二項において「一部施行日」という。）以後に解散した基金に係る厚生年金保険法第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員（以下「解散基金加入員」という。）である者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が当該老齢厚生年金の受給権を有していたときに連合会が当該解散基金加入員に支給する老齢年金給付の額については、<u>同法第百六十一条第三項中「第百三十二条第二項に規定する額」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項又は同法第十三条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十二条第一項の規定の例により計算した額」とする。</u></p>	<p>附則</p> <p>（厚生年金基金連合会への準用）</p> <p>第十条 前条第一項の規定は、<u>厚生年金基金連合会</u>（以下「連合会」という。）が支給する老齢年金給付について準用する。</p> <p>2 前条第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十一号）附則第一条ただし書に規定する一部施行日（附則第二十六条第二項において「一部施行日」という。）以後に解散した基金に係る厚生年金保険法第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員（以下「解散基金加入員」という。）である者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が当該老齢厚生年金の受給権を有していたときに連合会が当該解散基金加入員に支給する老齢年金給付の額については、<u>同法第百六十二条の三第三項中「第百三十二条第二項に規定する額」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項又は同法第十三条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十二条第一項の規定の例により計算した額」とする。</u></p>

(企業年金連合会への準用)

第二十六条 附則第二十三条及び第二十四条の規定は、連合会が支給する老齢年金給付について準用する。

2 附則第二十三条第一項又は第二十四条第一項に規定する者であつて、一部施行日以後に解散した基金に係る解散基金加入員である者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が当該老齢厚生年金の受給権を有していたときに連合会が当該解散基金加入員に支給する老齢年金給付の額については、附則第十条第二項の規定にかかわらず、厚生年金保険法第百六十一条第三項中「第三百三十二条第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十三条第一項又は第二十四条第一項」とする。

(厚生年金基金連合会への準用)

第二十六条 附則第二十三条及び第二十四条の規定は、連合会が支給する老齢年金給付について準用する。

2 附則第二十三条第一項又は第二十四条第一項に規定する者であつて、一部施行日以後に解散した基金に係る解散基金加入員である者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が当該老齢厚生年金の受給権を有していたときに連合会が当該解散基金加入員に支給する老齢年金給付の額については、附則第十条第二項の規定にかかわらず、厚生年金保険法第百六十二条の三第三項中「第三百三十二条第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十三条第一項又は第二十四条第一項」とする。